

## ○規則第37条第2項第4号の特定信書便役務の内容を記載した書類の記載例

### 特定信書便役務の内容

#### 1 事業開始の予定日

〇〇年〇〇月〇〇日

#### 2 役務の名称

(1) ○○○○信書便

法第2条第7項第1号に規定する特定信書便役務

(2) ××××信書便

法第2条第7項第2号に規定する特定信書便役務

(3) △△△△信書便

法第2条第7項第3号に規定する特定信書便役務

#### 3 役務の内容

(1) 信書便物の引受けの方法

ア 上記2(1)の場合

(ア) 電話、FAX若しくはインターネットによる申込みを受けて、利用者が指定する場所又は（会社名）（以下「当社」という。）営業所で、通数その他必要事項を確認した上で、当社配達員が手渡しで引き受ける。

(イ) あらかじめ利用者との間で定めた巡回ルート及び巡回スケジュールに基づき、利用者及び利用者があらかじめ巡回先として申し出た者の間を当社配達員が巡回して、通数その他必要事項を確認した上で、手渡しで引き受ける。

(ウ) あらかじめ利用者との間で定めた集配先及び定期的な集配スケジュールに基づき、各集配箇所で、通数その他必要事項を確認した上で、当社配達員が手渡しで引き受ける。

イ 上記2(2)の場合

電話、FAX若しくはインターネットによる申込みを受けて、利用者が指定する場所又は当社営業所で、通数その他必要事項を確認した上で、当社配達員が手渡しで引き受ける。

ウ 上記2(3)の場合

(ア) 電話、FAX若しくはインターネットによる申込みを受けて、利用者が指定する場所又は当社営業所で、通数その他必要事項を確認した上で、当社配達員が手渡しで引き受ける。

(イ) あらかじめ利用者との間で定めた巡回ルート及び巡回スケジュールに基づき、利用者及び利用者があらかじめ巡回先として申し出た者の間を当社配達員が巡回して、通数その他必要事項を確認した上で、手渡しで引き受ける。

(ウ) あらかじめ利用者との間で定めた集配先及び定期的な集配スケジュールに基づき、各集配箇所で、通数その他必要事項を確認した上で、当社配達員が手渡しで引き受ける。

(2) 信書便物の配達の方法

ア 当社配達員が差出人から引き受けた信書便物を、送り状又は信書便物の表面（以下「送り状等」という。）に記載された受取人（配達先が住宅の場合はその配達先における同居者又はこれに準ずる者、配達先が住宅以外の場合はその管理者又はこれに準ずる者を含む。以下同じ。）に面で引き渡す。ただし、差出人の申出により当該信書便物を引き渡す際に当該受取人から配達完了の受領印又は署名を求める。

イ 当社配達員が差出人から引き受けた信書便物を、送り状等に記載された受取人の郵便受箱（新聞受箱等これに準ずる物を含む。）又はメール室（法人内に設置されている信書便物等の受領事務室をいう。）に配達する。

ウ 上記ア又はイのいずれの場合においても、××××信書便にあっては、①、②、③又は④のいずれかの方法により配達し、差し出された時から配達完了までの所要時間が3時間以内に収まるようとするため、1人の配達員が受け持つ引受等箇所数は☆箇所以内とし、最初の引受地から配達完了までの総走行距離が▲▲km以内となるように配車する。

- ① 引受地から配達地まで当社配達員が直送する方法。
- ② 1つの引受地で信書便物を引き受けた当社配達員が複数の配達地に配達する方法。
- ③ 複数の引受地で信書便物を引き受けた当社配達員が複数の配達地に配達する方法。
- ④ 引き受けた信書便物を当社配達員が一旦事業場に持ち戻り、他の信書便物と方面別に区分して配達する方法。

(3) 取扱信書便物の大きさ及び重量

ア 上記2(1)の場合

最小 長さ、幅及び厚さの合計が73cmを超える信書便物

最大 長さ、幅及び厚さの合計が○○cm以下で、かつ、重量が○○kg以下の信書便物

イ 上記2(2)の場合

長さ、幅及び厚さの合計が△△cm以下で、かつ、重量が△△kg以下の信書便物

ウ 上記2(3)の場合

長さ、幅及び厚さの合計が□□cm以下で、かつ、重量が□□kg以下の信書便物

(4) 配達日時

ア 上記2(1)及び(3)の場合

信書便物の配達予定日の記載がある場合 記載の日に配達する。

信書便物の配達予定日の記載がない場合 信書便物の引受日から次により算定して得た日数を経過した日までに配達する。

最初の170km 2日

最初の170kmを超える送達距離170kmまでごと 1日

送り状に信書便物の使用目的及び配達日時を記載してその送達を受けたときは、送り状に記載した配達日時

イ 上記2(2)の場合

信書便物が差し出された時から3時間以内に配達する。

(5) 引受け時間

9時～17時（土日祝日は除く。）

(6) 信書便物の送達に用いる送達手段

ア 上記2(1)の場合

普通自動車、小型四輪自動車、軽四輪自動車、小型二輪自動車、軽二輪自動車、第一種及び第二種原動機付自転車、公共交通機関、航空機、船舶、鉄道

イ 上記2(2)の場合

小型四輪自動車、軽四輪自動車、小型二輪自動車、軽二輪自動車、第一種及び第二種原動機付自転車、軽車両（自転車）

ウ 上記2(3)の場合

普通自動車、小型四輪自動車、軽四輪自動車、小型二輪自動車、軽二輪自動車、第一種及び第二種原動機付自転車、公共交通機関、航空機、船舶、鉄道

4 提供区域又は区間

(1) 上記2(1)の場合

引受地：○○県

配達地：○○県、△△県、□□県及び××県

(2) 上記2(2)の場合

○○県○○市

(3) 上記2(3)の場合

引受地：○○県

配達地：○○県、△△県、□□県及び××県

## 5 料金

別添料金表のとおり

(巡回サービス及び定期集配サービスを行う場合は、次の文言を料金表に記載する。「巡回サービス及び定期的な集配サービスについての料金は、送達に使用する車両、走行距離、拘束時間等を勘案して利用者との間で協議して定める。ただし、上記2(3)の場合は、一通あたりの料金が800円を超える額とする。」)